

# 仕 様 書

京都市建設局自転車政策推進室

(担当：脇坂、和田 電話：075-222-3565)

## 1 品名等

三条千本保管所において排出するプラスチック、木材、金属等、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務

- (1) 場 所：三条千本保管所（中京区壬生天池町5-2）
- (2) 数 量：4 t コンテナ車（8 m<sup>3</sup>）1 台程度
- (3) 搬出物：ガードフェンス、廃撤去警告看板、ベニヤ板・木くず、廃家電等、金属くず、  
廃プラスチック、ガラス等くず

## 2 作業期日

令和8年3月16日（月）から令和8年3月27日（金）まで

## 3 見積書の提出方法

- (1) 見積書の宛先は、「京都市長」とすること。
- (2) 見積金額は、税抜額と税込額を記入すること。
- (3) 見積書には、数量及び単価を記載すること。
- (4) 見積書には、担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先を記入すること。
- (5) 見積書の日付には、提出日を記入すること。
- (6) 見積書の件名は「三条千本保管所において排出するプラスチック、木材、金属等の産業廃棄物の収集運搬及び処分業務」と記載すること。
- (7) 見積書は、見積書提出締切日の17:00までにFAX又は持参により、提出すること。
- (8) 契約が決定した事業者には、見積書の提出締切の翌日から3営業日以内に連絡します。

## 4 留意点

- (1) お見積の際は**事前に**上記の場所において、廃棄物の種類・量や材質等を御確認ください。  
現場確認は平日10時～17時の間とし、あらかじめ希望日時等について、担当（脇坂）に御連絡ください。なお、現場確認をされない場合は、契約を見送ることがあります。
- (2) すべての廃棄物は、リサイクル製品として販売、一部の部品を取り外して再利用することはできません。
- (3) 作業日時は平日11時～17時までの間とします。
- (4) 本業務を行う事業者は「京都府または京都市から交付される廃棄物の処分及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集運搬及び処分業の許可証」のうち、次の①～⑥のすべての品目の許可証が必要です。
  - ① 廃プラスチック類      ② ゴムくず
  - ③ 金属くず                ④ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
  - ⑤ 木くず                    ⑥ がれき類